

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案の概要

背景

- 海外市場では、食文化や商慣行が国や地域によって異なる中、取引上必要な情報や信頼は、**規格・認証**（※）により担保。（※）規格に適合していることの第三者証明
- 輸出力強化に当たっては、規格・認証を活用し、海外の取引先等に訴求していくことが重要・有効。

取引における説明や証明、信頼の獲得を容易にし、海外取引の円滑化や国際競争力の強化に資するよう、戦略的に規格を制定・活用できる枠組みを整備。これを足掛かりとして国際規格化を推進。

法案の概要

1. 我が国の強みのアピールにつながる多様な JAS規格の制定

(1) JAS規格の対象を「製品の品質」から拡大（JAS法第2条）

JAS規格の対象を、製品の生産方法、事業者の管理方式、測定・分析方法等にも拡大

■ 製法に関する規格

例えば、伝統的な抹茶をアピールするため、我が国特有の製法を規格化。



伝統製法の抹茶



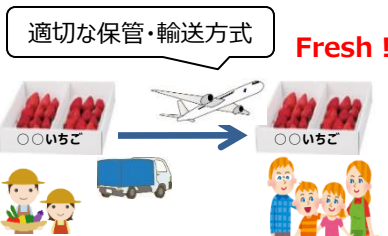
「本物」を類似品と差別化



通常茶葉の粉末茶

■ 管理方式に関する規格

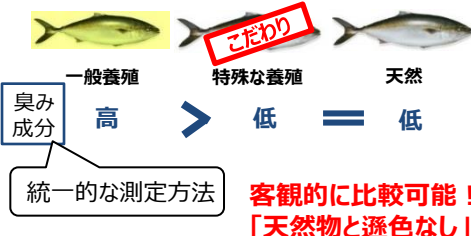
例えば、鮮度をアピールするため、定温保管・輸送方式を規格化。能力を有する事業者を認証。



認証事業者が扱うので「新鮮」とアピール可能に

■ 測定・分析方法に関する規格

例えば、魚に臭みが出ない養殖技術をアピールするため、臭み成分の統一的な測定・分析方法を規格化。



養殖技術の高さを根拠を示してアピール

(2) JAS規格を事業者や産地から提案しやすい手続を整備（JAS法第4条）

(3) 新たなJAS規格に対応したJASマーク表示の枠組みを整備（JAS法第13条、第42条等）

2. 国際的に通用する認証の枠組みの整備

(1) 新たなJAS規格に対応し、国際標準化機構が定める手続に合った認証の枠組みを整備（JAS法第16条、第44条等）

(2) あわせて、JAS規格を足掛かりとする国際規格の認証の円滑な取得につながる枠組みを、（独）農林水産消費安全技術センターが運営できるよう手当て（FAMIC法第10条）